

## 担い手確保・育成検討会規約

## (名称)

第 1 条 本会は、「担い手確保・育成検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 検討会は、建設産業戦略会議の提言を踏まえ、その具体的方策を検討する場として、特に、建設産業の担い手の確保及び育成のあり方に関する次に掲げる事項及びこれらに関連する事項を検討することを目的とする。

- 一 専門工事業者等評価
- 二 技能労働者技能の「見える化」
- 三 登録基幹技能者の更なる普及
- 四 技能労働者に対する教育訓練
- 五 戦略的広報

## (構成)

第 3 条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

## (会議)

第 4 条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 会議及び配付資料は、原則として公開とする。ただし、座長が認めるときは非公開とすることができる。
- 4 議事要旨については、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページにて公開するものとする。

## (ワーキングチーム)

第 5 条 検討会に、特定の課題について検討を行うため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、座長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキングチームに関して必要な事項は、ワーキングチームにおいて定める。

## (事務局)

第 6 条 会議の事務は、土地・建設産業局建設業課及び建設市場整備課が行う。

## (雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この規約は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。